

議第 1 号

京丹後市議会会議規則の一部改正について

京丹後市議会会議規則（平成 1 6 年京丹後市会議規則第 1 号）の一部を別記のように改正する。

京丹後市議会議長 金 田 琮 仁 様

令和 3 年 3 月 3 0 日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 池 田 惠 一

（提案理由）

標準市議会会議規則の一部改正により、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会会議規則の一部を改正する規則

京丹後市議会会議規則（平成16年京丹後市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第88条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改める。

第136条第1項中「並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を削り、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。